

体験農場の利用に関する事項

- 1 入場料は、1会計年度ごとに納期までに納入し、納めた入場料は原則として
還付されないこと。なお、3年目は9か月間であるが入場料は同額とする。
- 2 貸付期間は、令和10年12月31日までとするが、土地の所有者の都合そ
の他やむを得ない事情により、貸付期間中であっても、貸付けを終了すること
があること。
- 3 貸付期間が満了したときや貸付契約の解除を申し出たとき、又は貸付期間内
において本事項に違反し、貸付けを取り消されたときは、当該農地を原状に復
し返還すること。
- 4 野菜・花の栽培とし、樹木は植えないこと。
- 5 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- 6 近隣住民、隣接農地所有者及び他の区画利用者に対し、迷惑をかけないこと。
 - ① 雜草の除草は、定期的に行い、他の区画利用者に迷惑をかけないこと。
 - ② 除草剤は、使用しないこと。
 - ③ 除草した草、ゴミ、野菜くず、農業資材又は農具等は、区内、通路、
空きスペース等に放置せず、持ち帰ること。
 - ④ 農具等は、自己の責任において管理し、その都度持ち帰ること。
 - ⑤ 農場内においては、火気を使用しないこと。
 - ⑥ 近隣住民、隣接農地所有者及び他の区画利用者とのトラブルは、当事者間で
解決すること。
- 7 貸付けを受ける権利を利用者以外の他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 8 農具、水、種苗、肥料等必要なものは、全て自己が負担すること。
- 9 水道施設等一切の施設は、設置しないこと。
- 10 耕作権、借地権等一切の権利を有しないものであること。

上記のことについて異論ありません。